

今年も暑い夏がやってきました。夏は脳梗塞の危険が高まるということをご存知でしたか？テレビなどでも、有名人が脳梗塞を起こしたというニュースを見かける時期です。どうすれば予防できるかを、皆さんも一緒に考えていきましょう。

夏の脳梗塞から身を守る！～その1～

☆リスクを高める要因

脳梗塞とは血液を運ぶ脳の血管が何らかの原因で詰まって、血液が届かなくなった部分の脳細胞が死んでしまう病気です。脳には「見る、聞く、話す、考える」など、それぞれの機能をつかさどる場所があります。そのため、死んでしまった脳細胞の場所により「麻痺」「言語障害」「視覚障害」など、さまざまな症状が現れます。

● 脳梗塞は三種類に分けられます

- ◆ ラクナ梗塞…脳の細い血管が詰まる。主な原因は「高血圧」。
- ◆ アテローム血栓性脳梗塞…動脈硬化により脳の太い血管が詰まる。主な原因は「高脂血症」。
- ◆ 心原性脳塞栓症…心臓に出来た血栓が血液によって流され、脳の血管を塞ぐ。
主な原因は「心房細動」(不整脈の一種)。

● 脳梗塞の危険因子

- ① 60歳以上
- ② 高血圧・糖尿病・高脂血症などの生活習慣病
- ③ 喫煙
- ④ 大量飲酒
- ⑤ 心臓病
- ⑥ 無症候性脳梗塞、無症候性頸動脈狭窄(症状がないまま進行)



夏場はこんな事に注意！！

- ◆ 脱水…体内の水分が減ると、血液が濃くなり、血栓が出来やすくなります。
- ◆ 夏かぜ…かぜなどの感染症を起こすと白血球などが増え、血栓が出来やすくなります。
- ◆ 温度差…暑い屋外から冷房の効いた室内に入ると、温度差により血管が収縮して、脳梗塞が起こりやすくなります。

☆病気の前ぶれは？

前ぶれの症状:TIAとは日本語で「一過性脳虚血発作」のことです。TIAを感じたら出来るだけ早く医療機関を受診してください。

● TIAの症状…手足の麻痺などの症状が突然現れ、しばらくすると消えます。

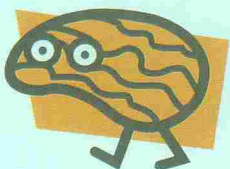
- ① 運動機能…体の左右どちらかが力が入らない、動かせないなどの症状が起こります。
- ② 感覚機能…体の左右どちらかがしびれる、感覚がないなどの症状が起こります。
- ③ 平衡感覚…天井がぐるぐる回るようなめまいが起き、立っていられなくなります。
- ④ 言葉…ろれつがまわらない、言葉が出ないなどの症状が現れます。
- ⑤ 視野…視野の半分が欠ける、「半盲」という症状が現れます。

● なぜ症状が消えるのでしょうか

できたての血栓は柔らかく、一度血管に詰まっても自然に溶けてしまいます。

● なぜ左右どちらかにあらわれるのでしょうか

脳から体につながる神経が途中で左右に交差しており、脳の右側にある神経は、体の左半身を、右側にある神経は、体の右半分をコントロールしているからです。



医療費について～②70歳以上の高額療養費～

医療費の自己負担が高額になったとき、加入している健康保険の窓口申請して認められれば、限度額を超えた分があとから支給されます。払い戻されるまで診療月から約 3 ヶ月以上かかります。申請が出来る期間は診療を受けた翌月から 2 年以内です。

《支給基準》

一人が、同じ病院や診療所で、入院と外来は別々に、暦の上で 1 ヶ月間(1日～月末)に、下記の自己負担限度額を超えた分が支給されます。同じ月に2ヶ所の病院等にかかっても病院ごとで計算し、総合病院は各診療科(内科・外科など)ごとになります。ただし、総合病院の入院患者が他の診療科(歯科を除く)を受けた時は合算できます。院外処方箋が交付された場合、調剤薬局での支払いは交付した医療機関に合算されます。また、保険診療の対象とならない差額ベッド代や部屋代、入院中の食事代の患者負担金、自由診療の不妊治療や特殊な歯科診療の自費支払いなどは支給されません。

《70歳以上の方の自己負担限度額(月額)》

	外来 (個人単位)	外来+入院 (同一世帯合算限度額)
一定以上 所得者	40,200 円	72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1%
一般	12,000 円	40,200 円
市民税 非課税 低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	8,000 円	24,600 円 15,000 円

医療費とは自己負担額ではなく、治療にかかったすべての金額です。例えば、1割負担の方が窓口で 1,000 円支払ったとしたら、医療費は 10,000 円(10割)となります。また、過去 12 ヶ月間に一つの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合、上位所得者の自己負担限度額は 40,200 円になります。社会保険の方は、基本的には国民健康保険の方と同じですが、会社によって自己負担限度額が違っているので、詳しくは各申請先にお尋ね下さい。

《申請場所》

市町村国民健康保険 (老人保険)	各市区町村役所 新居浜市では市役所国保課
政府管掌健康保険 船員保険	社会保険事務所
健康保険組合 共済保険組合	各健康保険組合の窓口 勤務先の総務課など
国民健康保険組合	各健康保険組合の窓口

《申請に必要なもの(国保の場合)》

- ・高額療養費支給申請書(各窓口にある)
- ・医療機関に支払った領収書
- ・被保険者証
- ・世帯主の印鑑
- ・世帯主の口座番号(郵便局以外)
- ・老人医療受給者証(老人保険の方)

☆同一世帯で一ヶ月間に高額療養費にあたる方が複数いた場合、合算して限度額を計算することができます。複雑な計算方法なので、詳しい限度額は各申請先にお尋ね下さい。

同一世帯合算可能な場合

<記号の意味> 70未満 → 69歳までの方
70以上 → 昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上から74歳までの方
老人 → 昭和7年9月30日以前に生まれた70歳以上の方と75歳以上の方

	70未満	70以上	老人
70未満	○	○	×
70以上	○	○	×
老人	×	×	○